

令和2年3月9日

各 学 部 長  
地 域 創 造 学 環 長  
光 医 工 学 研 究 科 長  
創 造 科 学 技 術 大 学 院 長  
電 子 工 学 研 究 所 長  
グ リ ー ン 科 学 技 術 研 究 所 長  
各 学 内 共 同 教 育 研 究 施 設 長 殿  
イ ノ ベ ー シ ョ ン 社 会 連 携 推 進 機 構 長  
国 際 連 携 推 進 機 構 長  
安 全 衛 生 セ ン タ ー 長  
男 女 共 同 参 画 推 進 室 長  
附 属 図 書 館 長  
事 務 局 長  
技 術 部 長  
保 健 セ ン タ ー 所 長

学 長

新型コロナウイルス感染症に関する就業上の取扱いについて（通知）【第3報】（抄）

標記については、令和2年3月5日付け「新型コロナウイルス感染症に関する就業上の取扱いについて（通知）【第2報】」により通知しているところですが、政府の措置（令和2年3月6日の閣議了解に基づき、令和2年3月9日以降、中華人民共和国又は大韓民国から来航する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた者に対して14日間の待機要請をすること。）を受け、新型コロナウイルス感染症に関する就業上の取扱いとして、「中華人民共和国又は大韓民国から来航する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた教職員に関する就業上の取扱い」を下記のとおり新設することとし、別紙のとおり定めましたので、教職員に周知していただくとともに、遺漏ないようご対応願います。

なお、令和2年3月5日付け「新型コロナウイルス感染症に関する就業上の取扱いについて（通知）【第2報】」は、本日をもって廃止します。

## 記

### 第2報からの変更点等

第2報で定めた次の2件の就業上の取扱いに加え、新たに、「中華人民共和国又は大韓民国から来航する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた教職員に関する就業上の取扱い」を設け、原則として令和2年3月9日以降に中華人民共和国又は大韓民国から来航する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた教職員（大学の非常勤講師を除く。）については、就業禁止とし、就業禁止期間の末日は、降機日又は下船日から14日経過した日とする。

#### 第2報で定めた就業上の取扱い

- ・ 新型コロナウイルスに感染した教職員（大学の非常勤講師を除く。）に関する就業上の取扱い
- ・ 新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐために学長が必要と認める教職員（大学の非常勤講師を除く。）に関する就業上の取扱い

※ この2件の取扱いで定めた内容については、第2報からの変更点はない。  
ただし、外務省が公表する感染症危険情報のレベル3に該当する具体的な地域については、令和2年3月4日時点から同年3月9日時点の情報に更新している。

## 新型コロナウイルス感染症に関する就業上の取扱い

### I 新型コロナウイルスに感染した教職員（大学の非常勤講師を除く。以下同じ。）に関する就業上の取扱い

#### 1. 新型コロナウイルスに感染した教職員に対する就業上の措置

- ・ 就業禁止とする。
- ・ 就業禁止期間の末日は、原則として、治癒日とする。

#### 2. 就業禁止となった教職員における手続き

- 1) 新型コロナウイルスに感染したことにより就業禁止となった教職員は、新型コロナウイルスに感染した旨を部局の総務担当に連絡するとともに、医療機関等の指示に従うものとする。
- 2) 同教職員は、治癒したときは、医療機関等の治癒証明書等を部局の総務担当に提出するものとする。

II 新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐために学長が必要と認める教職員に関する  
就業上の取扱い 【別添のフローチャート参照】

1. 新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐために学長が必要と認める教職員に  
対する就業上の措置

- ・ 就業禁止とする。
- ・ 就業禁止期間の末日は、原則として、在住する地域の各保健所に開設される「帰国者・接触者相談センター」の指示、医療機関等の検査結果等をもとに判断した日とする。

2. 該当者

新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐために学長が必要と認める教職員とは、次に掲げるいずれかの者をいう。

- ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く者（解熱剤を飲み続けなければならない者も同様）
- ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者
- ・ 外務省が公表する感染症危険情報でレベル3以上とされた地域<sup>注1</sup>に滞在した者であって、帰国したときから14日経過していない者
- ・ 外務省が公表する感染症危険情報でレベル3以上とされた地域<sup>注1</sup>に滞在し、又は滞在した者と濃厚接触<sup>注2</sup>があった者であって、濃厚接触<sup>注2</sup>があったときから14日経過していない者
- ・ 新型コロナウイルス感染症が確定した者と濃厚接触<sup>注2</sup>があった者であって、濃厚接触<sup>注2</sup>があったときから14日経過していない者

注1 外務省が公表する感染症危険情報は、4段階のレベルで示され、上から2番目のレベルにあたるレベル3は、「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」に該当する場合に発出される。

なお、令和2年3月9日時点において、具体的には次の地域が該当する。

- ・ 中華人民共和国 湖北省全域及び浙江省温州市
- ・ イラン・イスラム共和国 コム州、テヘラン州、ギーラーン州、アルボルズ州、イスファハン州、ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナーン州、マーザンダラン州、マルキャズィ州及びロレスタン州
- ・ 大韓民国 大邱広域市並びに慶尚北道慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、清道郡、軍威郡及び奉化郡
- ・ イタリア共和国 ロンバルディア州、ピエモンテ州、マルケ州、ヴェネト州及びエミリア＝ロマーニャ州
- ・ サンマリノ共和国

詳細は、外務省海外安全ホームページにおいて確認することができる。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>



注2 濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は二つあり、①距離の近さと

②時間の長さです。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（目安として2メートル）で一定時間以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議では、対面で人と人との距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離で2メートル程度）が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされる環境は感染を拡大させるリスクが高いとされています。

【引用元】 厚生労働省作成「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」（令和2年3月2日時点版）

### 3. 就業禁止となった教職員における手続き

- 1) 「2. 該当者」に該当したことにより就業禁止となった教職員は、直ちにその旨を部局の総務担当に連絡するとともに、在住する地域の各保健所に開設される「帰国者・接触者相談センター」に相談し、同センターの指示に従うものとする。
- 2) 同教職員は、相談結果及び検査結果（帰国者・接触者外来を設置している医療機関において検査を受けた場合に限る。）を部局の総務担当及び保健センターに報告するものとする。

報告にあたって、検査結果報告書がある場合は、同報告書を部局の総務担当に、同報告書の写しを保健センターに提出するものとする。

静岡大学保健センター静岡支援室 054-238-4468

静岡大学保健センター浜松支援室 053-478-1012

- 3) 同教職員は、相談結果及び検査結果を踏まえた保健センターからの連絡を受けた後に、就業を開始するものとする。

### Ⅲ 中華人民共和国又は大韓民国から来航する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた教職員に関する就業上の取扱い

#### 1. 中華人民共和国又は大韓民国から来航する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた教職員に対する就業上の措置

- ・ 「2. 該当者」に該当する教職員は、就業禁止とする。
- ・ 就業禁止期間の末日は、降機日又は下船日から14日経過した日とする。

#### 2. 該当者

中華人民共和国又は大韓民国から来航する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた教職員に対する就業上の措置の対象者は、次に掲げるいずれかの者をいう。

- ・ 令和2年3月9日以降に中華人民共和国又は大韓民国から来航する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた教職員
- ・ 令和2年3月8日以前に中華人民共和国又は大韓民国から来航する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた教職員であって、学長が特に必要と認める者

#### 3. 就業禁止となった教職員における手続き

- 1) 「2. 該当者」に該当したことにより就業禁止となった教職員は、直ちにその旨及び次の事項を部局の総務担当に連絡するものとする。
  - ・ 中華人民共和国又は大韓民国での滞在地及び滞在期間
  - ・ 中華人民共和国又は大韓民国の出発日及び出発地
  - ・ 航空機又は船舶の便名、出発時刻及び到着時刻
  - ・ 日本の到着日及び到着地
- 2) 同教職員は、就業禁止期間は自宅に待機し、健康状態の経過観察をするものとする。
- 3) 同教職員は、就業禁止期間中、部局の総務担当と連絡がとれるようにするものとする。
- 4) 同教職員は、就業禁止後に出勤する場合は、あらかじめ部局の総務担当に連絡するものとする。
- 5) 同教職員は、就業禁止後に出勤したときは、速やかに1)に掲げる事項（一つ目の事項を除く。）を証する書面を部局の総務担当に提出するものとする。

本通知内容は、今後の新型コロナウイルス感染症の流行状況、厚生労働省等からの通知、本学の産業医の意見等を踏まえて見直すことがあるため、新型コロナウイルスに関する学内周知及び関連情報を取りまとめた次のサイトを随時参照するものとする。

<https://www.shizuoka.ac.jp/news/2020/covid-19.html>



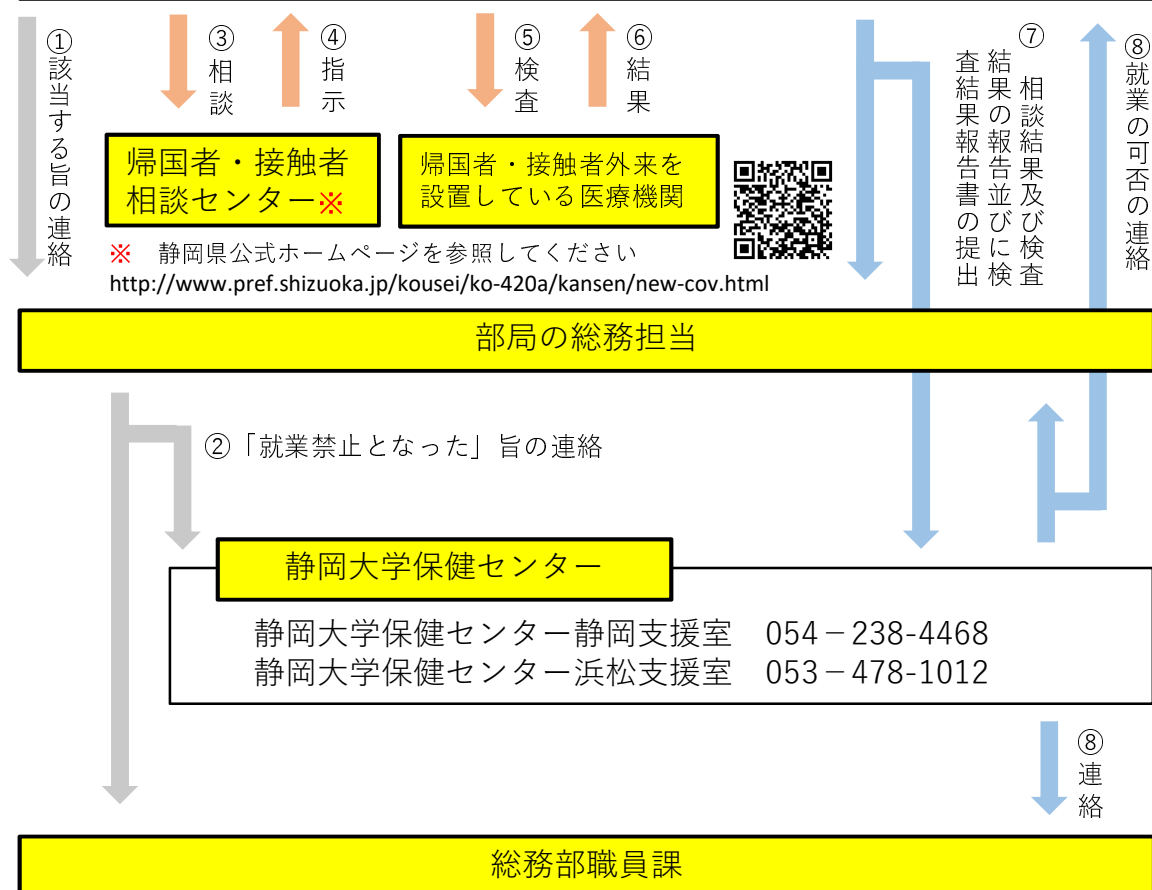
# 新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐために学長が必要と認める教職員の就業上の取扱い

## 教職員

次に掲げるいずれかの者については、**就業禁止**とします。  
つきましては、次に掲げる者は、直ちに該当した旨を部局の総務担当に連絡するとともに、「帰国者・接触者相談センター」に相談し、同センターの指示に従って下さい。

- ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く者（解熱剤を飲み続けなければならない者も同様）
- ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者
- ・ 外務省が公表する感染症危険情報※でレベル3以上とされた地域に滞在した者であって、帰国したときから14日経過していない者
- ・ 外務省が公表する感染症危険情報※でレベル3以上とされた地域に滞在し、又は滞在した者と濃厚接触があった者であって、濃厚接触があったときから14日経過していない者
- ・ 新型コロナウイルス感染症が確定した者と濃厚接触があった者であって、濃厚接触があったときから14日経過していない者

※外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>



今後の新型コロナウイルス感染症の流行状況、厚生労働省等からの通知、本学の産業医の意見等を踏まえて見直すことがあるため、新型コロナウイルスに関する学内周知及び関連情報を取りまとめた次のサイトを随時参照して下さい。

<https://www.shizuoka.ac.jp/news/2020/covid-19.html>

